

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）
（概要説明）

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

目 次

第1章	計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.	1
第2章	ごみ処理の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.	5
第3章	前計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.	10
第4章	課題の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.	17

第1章 計画の基本的事項

I 策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動により、人々は物質的豊かさを手に入れてきました。

しかし一方では、大量の廃棄物が発生することになり、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇や地球温暖化等、地球規模での環境問題が生じています。

国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正、各リサイクル法の制定等、法整備が進められてきました。

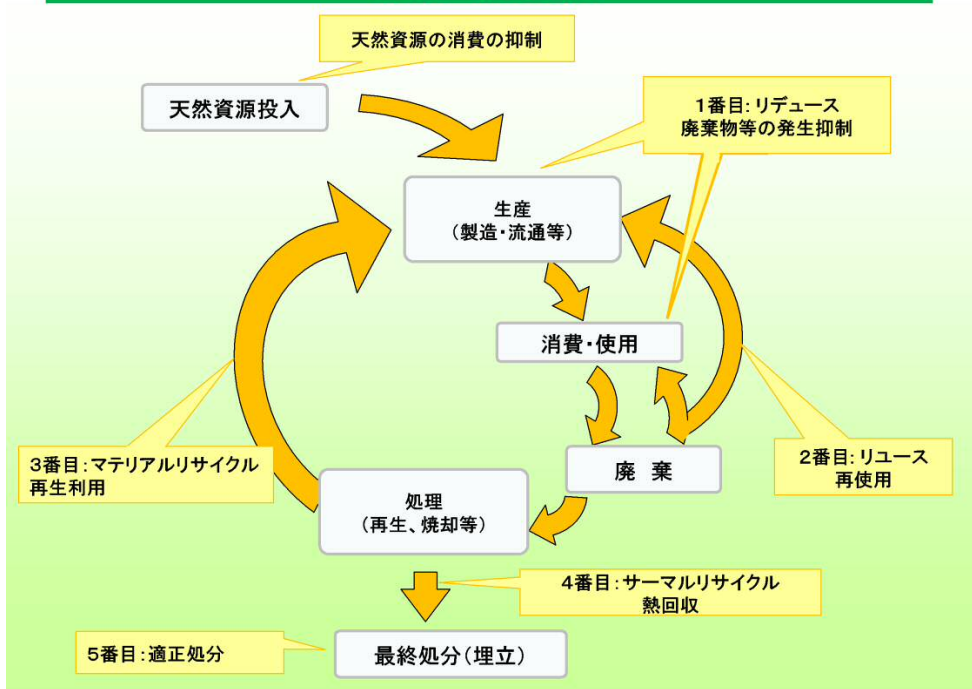
これらの法体系のもと、できる限りごみの①発生抑制をし、次にごみとなったものは不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しながら、②再使用、③再生利用、④熱回収の順に循環的な利用を徹底した上で、なお、適正な循環的利用が行われないものは⑤適正処分を行うとした循環型社会の構築が推進されてきました。

芦屋市（以下「本市」という。）では、「家庭ごみハンドブックの各戸配布」、「持ち込みごみ予約制の導入」、「スリム・リサイクル宣言の店の指定」のほか、適正処理の推進や不法投棄対策等を実施し、ごみの減量化・再資源化を推進し、国と同様に循環型社会の構築を目指してきました。

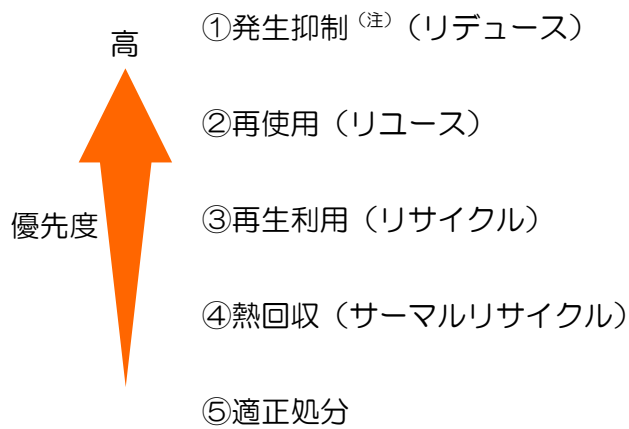
今後の社会情勢の変化や様々な問題等に対応し、循環型社会の構築を目指すためには、更なる廃棄物の減量化・再資源化を推進していくとともに、適正処理・処分を実施し、環境への負荷低減を図る必要があります。

これらの状況から、平成24年3月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を見直し、新たな「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

循環型社会の姿



出典：「循環型社会への新たな挑戦」(環境省)



「発生抑制」・・・ごみとなる製品そのものの生産や消費・使用を抑制すること。

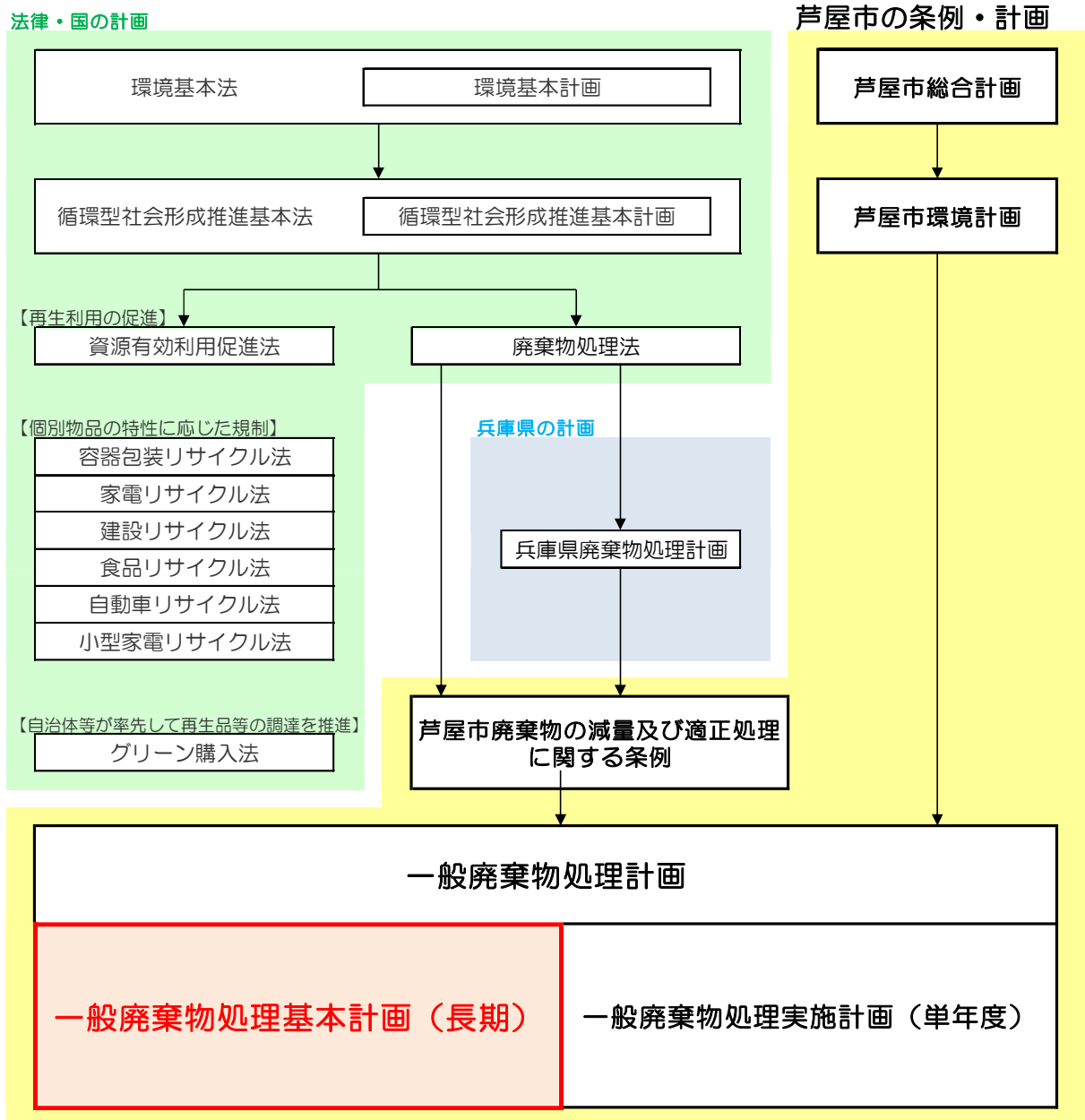
II 計画の位置付け

本計画は、「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づいて定めるものです。

本計画は、本市における長期的・総合的視点に立った計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生抑制及びごみの排出から、最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本となる計画として位置付けられています。

また、国・県の関連法令や計画などに加えて、本市における上位計画である「芦屋市環境計画」や関連する諸計画との整合を図ります。

本計画と他計画等の関係図



Ⅲ 対象期間

平成 24 年 3 月に策定した前計画は、中間目標年度を平成 27 年度、目標年度を平成 32 年度と定めていましたが、前計画の見直しにおいて、平成 26 年度から導入した持ち込みごみの予約制の効果検証を実施したため、本計画は計画初年度を平成 29 年度、目標年度を平成 38 年度とした 10 年間の長期計画とします。

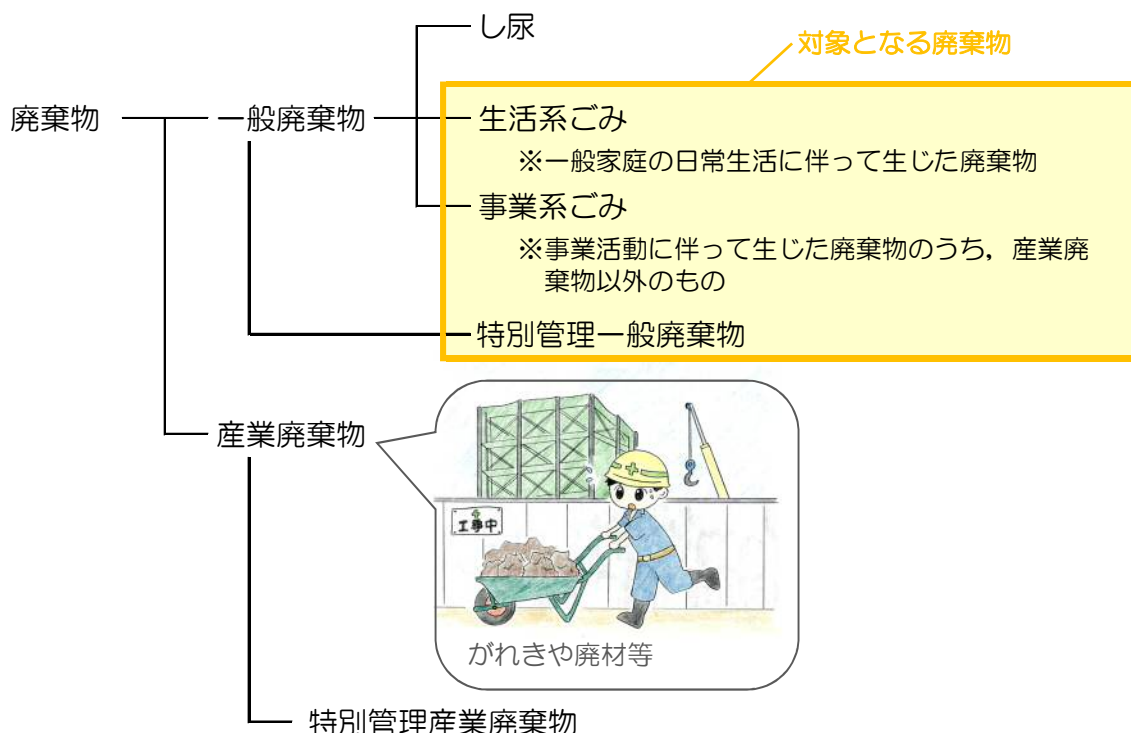
なお、本計画の中間目標年度は、国の目標年度である平成 32 年度で設定します。

本計画の見直しは、中間目標年度の平成 32 年度に限らず、本計画の主要な事項に変更が生じた場合、必要に応じて実施します。



Ⅳ 適用範囲

本計画で対象となる廃棄物の範囲は、本市で発生するすべての一般廃棄物（ごみ）とします。



第2章 ごみ処理の現況

I 分別区分及び収集・運搬体制

本市では、12分別によるごみの収集を行っています。

分別区分

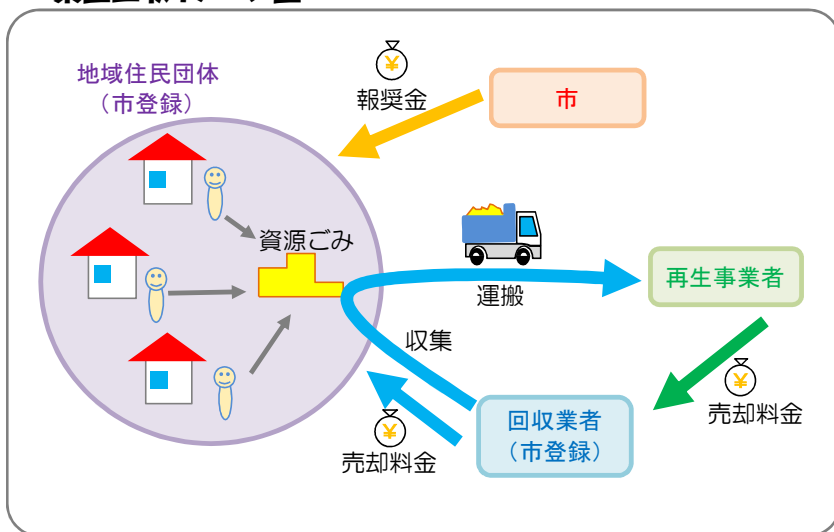
分別区分	対象物	収集頻度	備考
燃やすごみ	生ごみ類, 布類, プラスチック類等	週2回	月木・火金 ※
資源ごみ	紙資源		
	段ボール	段ボール	月1回 第1・5週の水曜日 ※
	雑誌・チラシ等	雑誌, チラシ, その他紙類	月1回 第2週の水曜日 ※
	新聞紙	新聞紙	月1回 第4週の水曜日 ※
	紙パック	紙パック	月1回 第4週の水曜日 ※
	ペットボトル	ペットボトル	月2回 第3週の水曜日及び第1・5週 ※
	缶	スチール缶類, アルミ缶類	月1回 第3週 ※
ビン	ジュースのビン, 調味料のビン等	月1回 第1・5週 ※	
燃やさないごみ	小型家電, 鉄類, ガラス類, 陶器類等	月2回	第2, 4週 ※
粗大ごみ (縦・横・高さいずれか一辺)	50cm以上の燃やすごみ, 30cm以上の燃やさないごみ	申込制	有料
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	申込制	有料
植木剪定ごみ	植木剪定の木, 枝, 葉っぱ	申込制	有料

※「収集頻度」、「備考」欄については、パイプラインによる収集地域を除く。

本市では、資源ごみの集団回収を実施しています。

集団回収は、地域住民団体が回収した資源ごみ（段ボール、雑誌、広告紙、新聞、紙パック、その他紙類、古着、カン）を市に登録した回収業者が回収し再生事業者等に引き渡すことで、行政が直接関与することなくごみの再資源化が実施できます。また、地域住民団体は回収量に応じて市から報奨金、回収業者から売却料金を得ることができます。

集団回収イメージ図



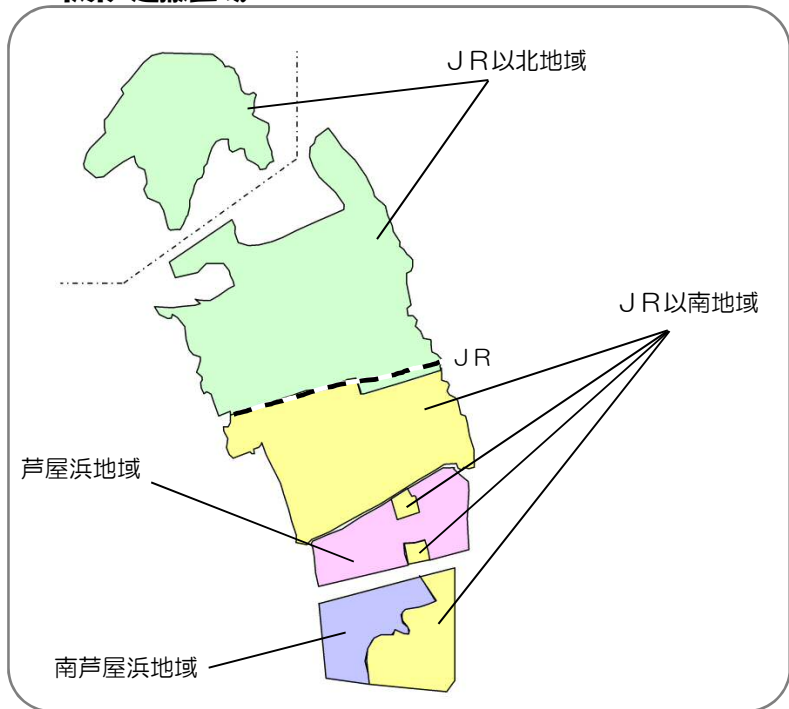
- 本計画では、紙資源、ペットボトル、缶、ビンを排出段階で「資源ごみ」、中間処理後を「資源化物」、再生事業者での再生後を「再生資源化物」と表現します。

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみ（集団回収は除く。）は市職員による収集（直営）、市委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集のいずれかで実施しています。

一方、事業系ごみは、事業者が自ら許可業者と委託契約することで処理しています。

なお、芦屋市環境処理センター（以下「処理センター」という。）への直接持ち込みも可能ですが、その場合持ち込みを希望する1週間前から前日までに予約が必要となります。

収集・運搬区域



収集・運搬体制

区分\区域		JR以北地域	JR以南地域	芦屋浜地域	南芦屋浜地域	
燃やすごみ		委託	直営	パイプライン収集 ・直営・委託	パイプライン収集 ・直営・委託	
資源ごみ	段ボール			直営	直営・委託	直営・委託
	紙資源					
	雑誌・チラシ等					
	新聞紙					
	紙パック					
ペットボトル	直営	直営				
缶						
ビン						
燃やさないごみ		直営	直営	直営	直営	
粗大ごみ						
一時多量ごみ		直営（戸別収集）	直営（戸別収集）	直営（戸別収集）	直営（戸別収集）	
植木剪定ごみ		直営（戸別収集）	直営（戸別収集）	直営（戸別収集）	直営（戸別収集）	

本市では、自ら家庭ごみステーションへごみを排出することが困難であり、親族等の協力を得ることができない高齢者や障がいのある方に対し、生活系ごみ（集団回収を除く）を戸別収集する「さわやか収集」を実施しています。



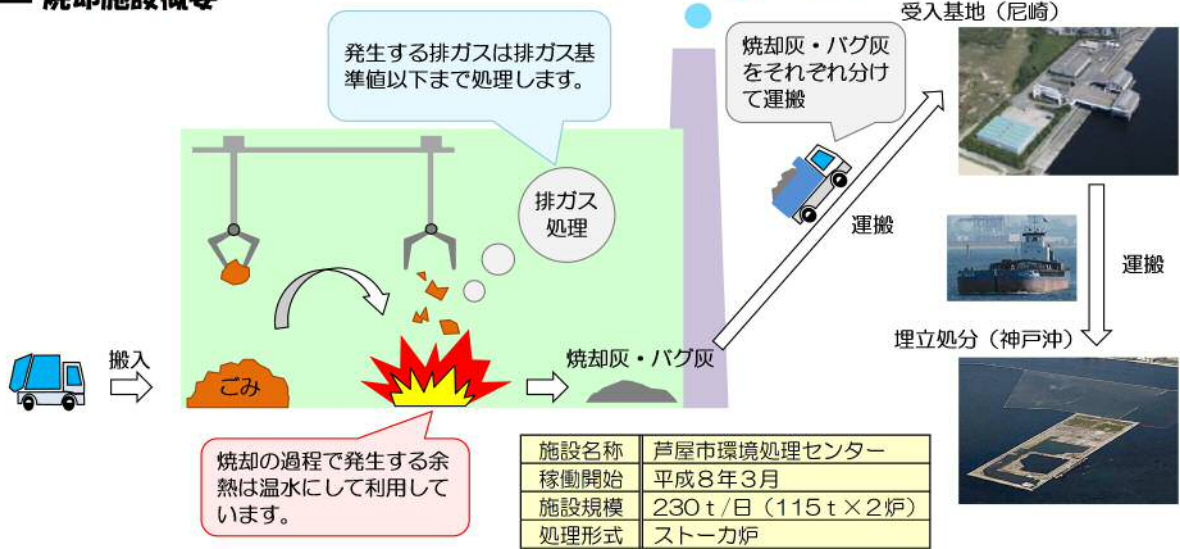
Ⅱ 中間処理及び最終処分

収集したごみは、処理センター（中間処理施設）で適切に処理しています。また、焼却処理の過程で発生する焼却灰・バグ灰は、「大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）」が管理する「神戸沖埋立処分場」において埋立処分しています。

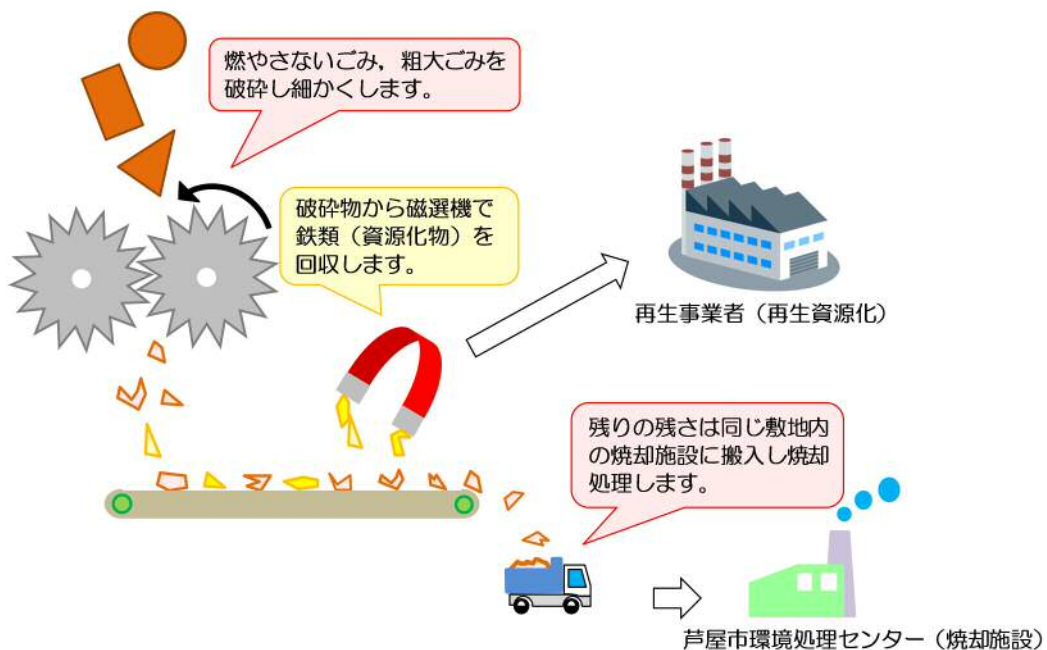
芦屋市環境処理センター



焼却施設概要



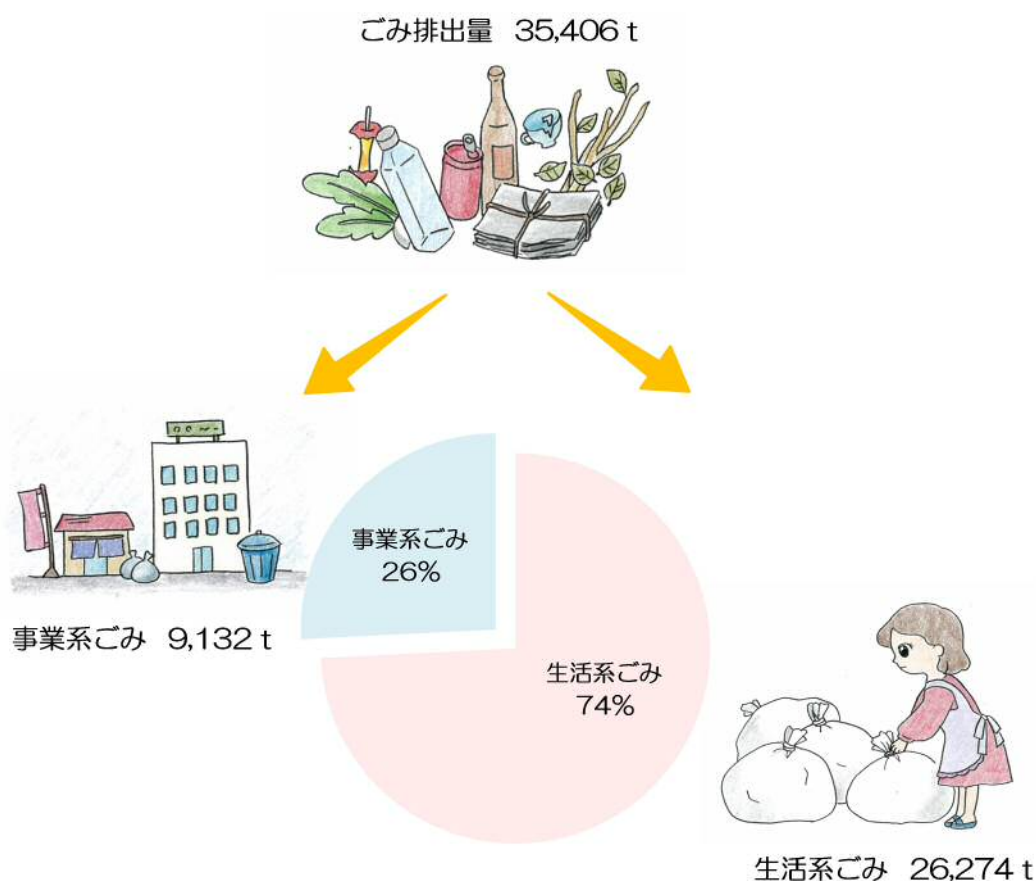
資源化(破碎選別)施設概要



Ⅲ 排出量

平成 27 年度における本市のごみ排出量は 35,406t です。

内訳は、生活系ごみが全体の約 74%を占め、残りの約 26%が事業系ごみとなっています。



過去 6 年間(平成 22~27 年度)の排出量実績

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生活系ごみ	26,739	26,978	26,691	26,858	26,403	26,274
燃やすごみ	19,211	19,340	19,229	19,486	19,281	19,177
燃やさないごみ	699	669	661	656	636	650
資源ごみ	2,358	2,406	2,410	2,379	2,281	2,296
缶	151	131	149	146	136	134
ビン	774	827	795	801	767	823
ペットボトル	149	139	144	144	141	177
紙資源	1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,162
粗大ごみ	372	385	347	264	231	257
集団回収	4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894
事業系ごみ	10,278	10,152	10,154	10,530	9,886	9,132
燃やすごみ	10,110	10,016	10,015	10,368	9,732	8,991
燃やさないごみ	168	136	139	162	154	141
ごみ排出量	37,017	37,130	36,845	37,388	36,289	35,406

IV ごみ処理量

平成27年度における本市のごみ処理量は、焼却施設における処理量が29,347t、資源化施設における処理量が3,164tであり、焼却処理の過程で発生する焼却灰・バグ灰5,194tを埋立処分しています。

また、ごみ排出量に対する資源化量の割合（以下「リサイクル率」という。）は17.1%となっています。

焼却施設

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
搬入	31,016	30,976	30,844	31,124	30,161	29,347
燃やすごみ	29,321	29,356	29,244	29,854	29,013	28,168
粗大ごみ(可燃)	260	270	243	185	162	180
選別残渣	1,435	1,350	1,357	1,085	986	999
搬出	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,194
焼却灰・バグ灰	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,194

資源化施設

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
搬入	3,337	3,326	3,314	3,276	3,140	3,164
燃やさないごみ	867	805	800	818	790	791
資源ごみ	2,358	2,406	2,410	2,379	2,281	2,296
缶	151	131	149	146	136	134
ビン	774	827	795	801	767	823
ペットボトル	149	139	144	144	141	177
紙資源	1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,162
粗大ごみ(不燃)	112	115	104	79	69	77
搬出	3,337	3,326	3,314	3,276	3,140	3,164
資源化物	1,902	1,976	1,957	2,191	2,154	2,165
缶	113	109	113	137	136	133
ビン	377	411	272	365	395	392
ペットボトル	72	91	102	127	136	142
紙資源	1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,227
金属類	56	56	148	274	250	271
選別残渣	1,435	1,350	1,357	1,085	986	999

リサイクル率

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
処理量	37,017	37,130	36,845	37,388	36,289	35,406
資源化量	6,001	6,154	6,001	6,264	6,128	6,059
資源化物	1,902	1,976	1,957	2,191	2,154	2,165
集団回収	4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894
リサイクル率	16.2%	16.6%	16.3%	16.8%	16.9%	17.1%

※ 処理量は集団回収を含む。

第3章 前計画の評価

I 前計画目標値達成状況

前計画では、中間目標年度を平成27年度とし、① 1人1日当たりのごみ排出量、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、③ 事業系ごみ排出量の3項目について「第二次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第二次国計画」という。）における目標値を参考に目標値を設定していますが、いずれの項目も未達成となっています。

前計画における目標値

項目		第二次国計画	前計画(芦屋市)	平成27年度実績 (芦屋市)
策定年度		平成20年3月	平成24年3月	
基準年度		平成12年度	平成12年度	平成12年度
目標年度		平成27年度	平成27年度 (中間目標年度)	
目標値	① 1人1日当たりのごみ排出量 [*]	約10%減	約25%減	約21%減
	② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約20%減	約30%減	約28%減
	③ 事業系ごみ排出量	約20%減	約20%減	約10%減

※ ごみ排出量 = 生活系ごみ^(注) (家庭系ごみ^(注) + 資源ごみ^(注) + 集団回収^(注)) + 事業系ごみ^(注)

前計画を策定するに当たり、① 1人1日当たりのごみ排出量、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の2項目が、平成19年度時点で第二次国計画の目標値を満足していたため、更に厳しい目標値を設定しましたが、平成22年度以降は想定した程、減量化・資源化が進まず、いずれの項目も未達成となっています。

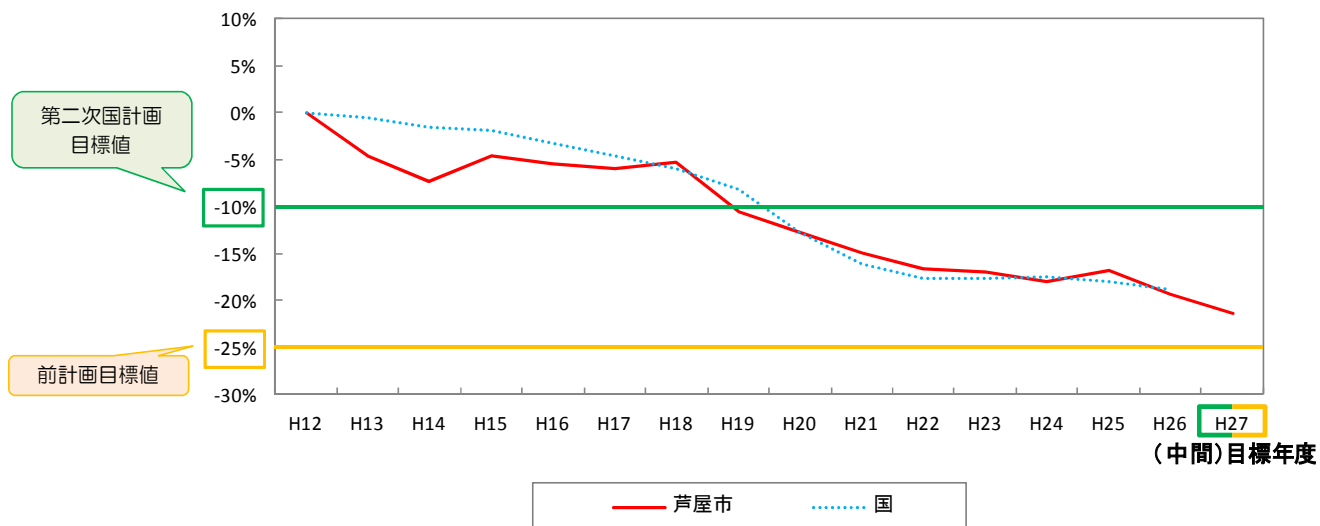
- ・「生活系ごみ」・・・市民が生活する上で発生する一般廃棄物（家庭系ごみ、資源ごみ及び集団回収の合計。）のこと。
- ・「家庭系ごみ」・・・資源ごみ及び集団回収を除いた生活系ごみのこと。
- ・「資源ごみ」・・・生活系ごみのうち、紙資源、ペットボトル、缶、ビンのこと。
- ・「集団回収」・・・地域住民団体が独自に排出する資源ごみのこと。
- ・「事業系ごみ」・・・事業者が事業活動をする上で発生する廃棄物で、産業廃棄物以外の一般廃棄物のこと。

① 1人1日当たりのごみ排出量

本市の実績値推移は、概ね国と同様の傾向を示しています。

実績値は、平成27年度において約21%減であり、前計画目標値（平成27年度で25%減）は未達成となっていますが、第二次国計画の目標値は、平成19年度時点で達成しています。

1人1日当たりのごみ排出量(平成12年度を基準とした削減率)



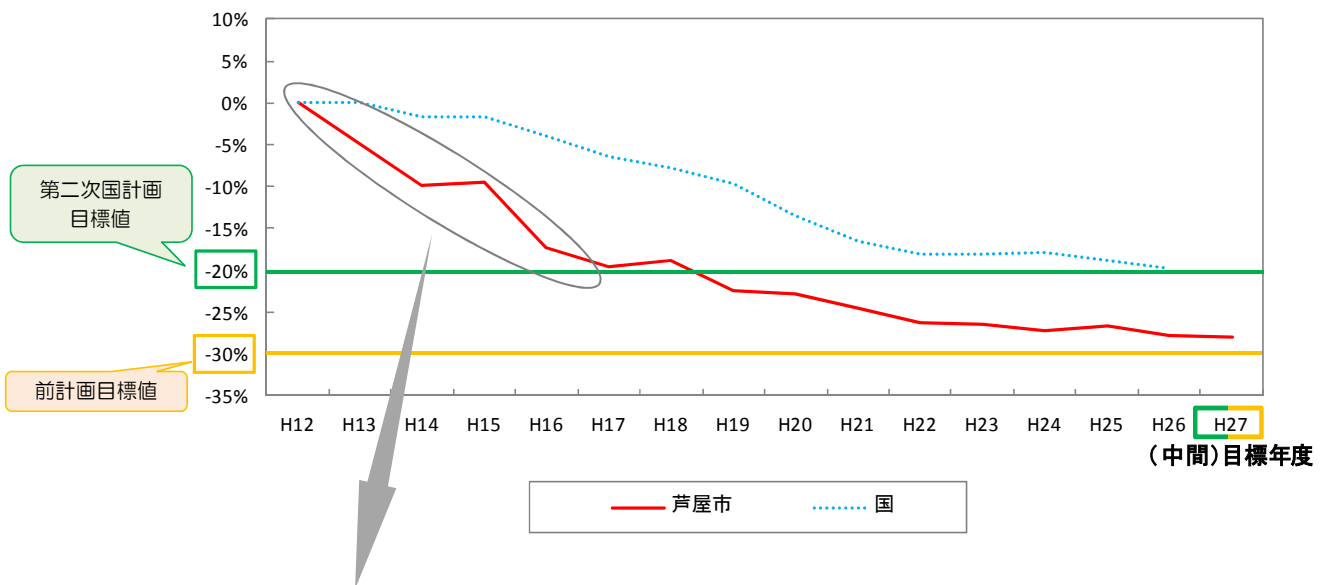
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

本市の実績値推移は、国より強い減少傾向を示しています。

実績値は、平成27年度において約28%減であり、前計画目標値（平成27年度で30%減）は未達成となっていますが、第二次国計画の目標値は、平成19年度時点で達成しています。

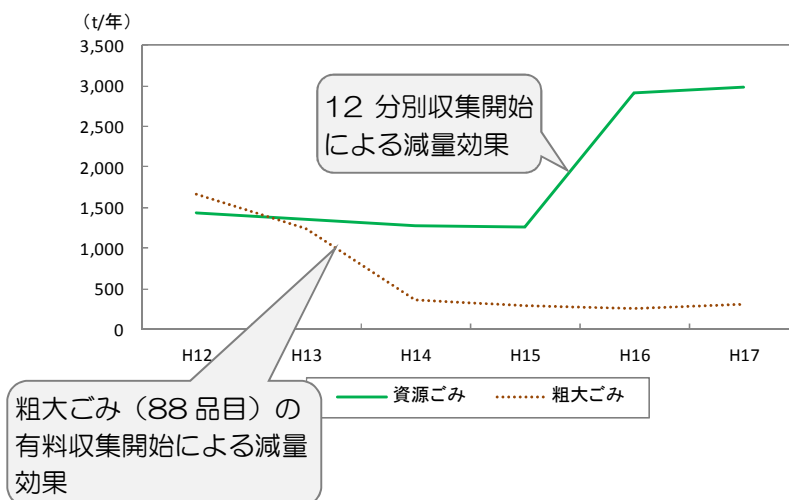
家庭系ごみは、前計画の目標値を達成できていないものの順調に減量できていると考えられる一方で、近年、減少傾向が弱まりつつあることや、後述のとおり、燃やすごみに資源ごみが高い割合で混入していることが想定されることを踏まえると、今後も減量施策等を継続し、分別の推進をより一層図る必要があります。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(平成12~27年度)(平成12年度を基準とした削減率)



平成12~17年度における急激な減量は、平成13年度から開始した粗大ごみの有料化による減量効果や、平成16年度から開始した12分別収集により、それまで燃やすごみとして収集していた紙資源の資源ごみへの移行が要因と考えられます。

資源ごみ及び粗大ごみの推移(平成12~17年度)

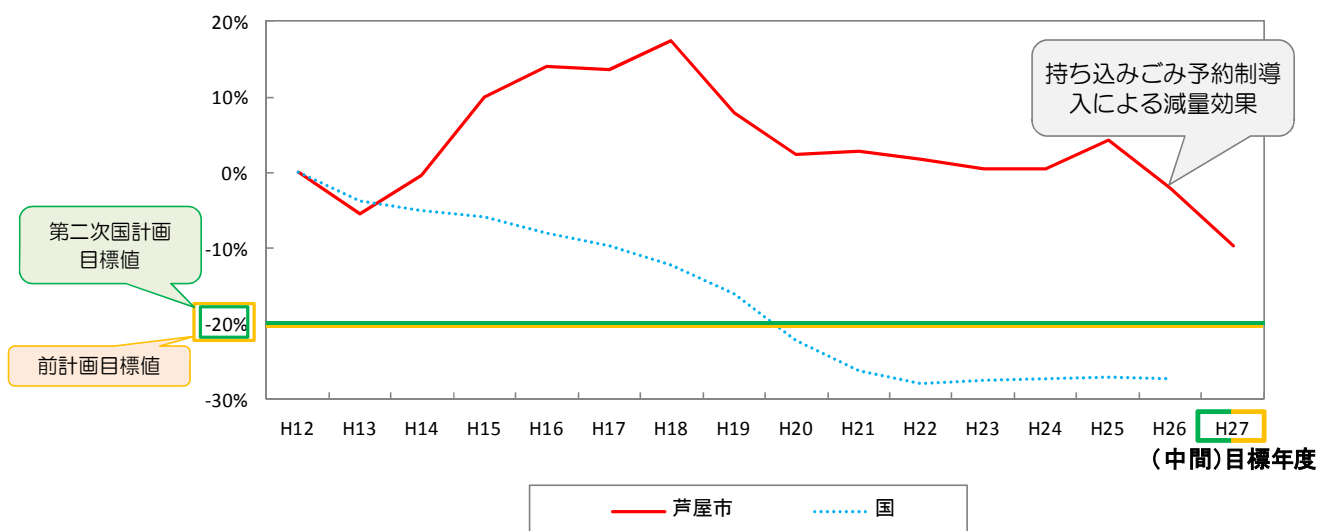


③ 事業系ごみ排出量

本市の実績値推移は、国と大きく乖離しています。

実績値は、平成 27 年度において約 10%減であり、前計画及び「第二次国計画」の目標値（平成 27 年度で 20%減）は未達成となっていますが、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみ予約制による減量効果が確認できるため、当該施策については評価できます。

事業系ごみ排出量推移(平成 12~27 年度)(平成 12 年度を基準とした削減率)

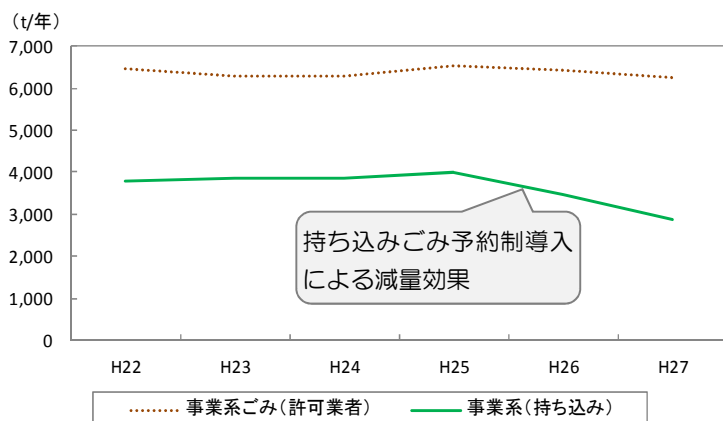


事業系ごみ排出量^(注)については、平成 27 年度においても減量傾向が見られ、内訳を見ると、許可業者により収集される事業系ごみ排出量は、ほぼ横ばいで推移しているのに対し、処理センターへ直接持ち込まれる事業系ごみ排出量は減量している。

このことから、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみ予約制の効果が確認できます。

事業系ごみについては、現在実施している施策の拡充や新規の施策を講じることにより、さらなる減量が可能であると考えられます。

事業系ごみ(持ち込み)排出量推移(平成 22~27 年度)



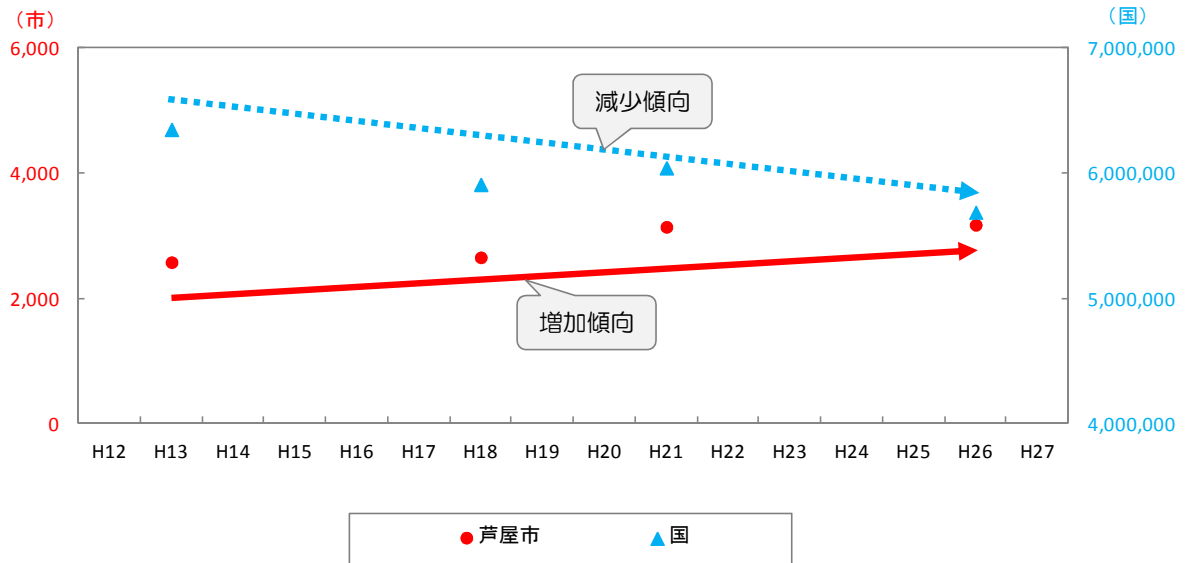
市で処理している事業系ごみは、事業者が市の許可業者に収集を委託、または処理センターへの直接持ち込みにより処理しています。

事業系ごみの排出量は、経済状況や地域の事業形態の影響を大きく受け、一般的に事業所数が増加する程、増加する傾向にあります。

本市と国の事業所数の推移（経済センサス基礎調査）を見ると、国の事業所数（事業内容等不詳を除く。）が減少傾向にあるのに対し、本市は増加傾向にあり、本市の事業系ごみ排出量の推移が国と乖離している要因の一つと考えられます。

そのため、本計画の事業系ごみ排出量の目標値は、前述のことを踏まえて設定する必要があります。

事業所数の推移



Ⅱ 施策取組状況

前計画においては、目標値を達成するための施策として市民と事業者に対し、いくつかの役割を示しており、それら施策の取組状況を検証するため、平成 27 年度に「ごみ処理のあり方等に関する市民意向調査」（以下「市民アンケート」という。）及び「ごみ処理のあり方等に関する事業者意向調査」（以下「事業者アンケート」という。）を実施しました。

施策取組状況(市民及び事業者アンケート結果)

施 策		実施率 ^(注)
市民	グリーンコンシューマーとしての活動	6%
	買い物袋(マイバッグ)の持参	75%
	過剰包装の拒否	59%
	リターナブル容器製品の購入	18%
	製品の長期間使用	37%
	生ごみの水切り	63%
	紙類, 缶, ビン等の分別の徹底	89%
	再使用, 再資源化しやすい製品の購入	79%
事業者	スリム・リサイクル宣言の店への加入	2%
	環境負荷の少ない製品設計やサービスの実施	12%
	修理の容易な製品構造・修理体制の充実	8%
	再利用部品や再生原材料を使用した製品等の購入	29%
	販売事業者による長寿命設計や修理体制等の情報の消費者への周知	4%

市民アンケート概要

発送数	2,000通
有効発送数	1,997通
有効回答数	1,074通
有効回答率	53.8%

事業者アンケート概要

発送数	1,000通
有効発送数	907通
有効回答数	289通
有効回答率	31.9%

・市民の役割

「買い物袋(マイバッグ)の持参」、「紙類, 缶, ビン等の分別の徹底」、「再使用, 再資源化しやすい製品の購入」は、実施率が比較的高く、市民の生活にある程度浸透していると考えられます。

一方で、「グリーンコンシューマー^(注)としての活動」は認知度が低いこと、「リターナブル容器製品^(注)の購入」は製品自体の流通が少ないことにより実施率が低いと考えられます。

実施率の低い施策は、継続の有無や啓発方法を見直す必要があります。

- ・「実施率」・・・有効回答数に対する各項目の取組数の割合を示す。
- ・「グリーンコンシューマー」・・・商品を購入する際に重視するポイントとして、価格、安全、性能に加えて環境性を考慮する人のこと。
- ・「リターナブル容器製品」・・・中身消費後も再使用できる容器で、ビール瓶等が該当する。

・事業者の役割

事業所の種類によっては関連しない施策も含まれているため、全体的に実施率は低く、今後も何らかの方策が必要となりますが、特に全事業種が対象である「スリム・リサイクル宣言の店としての登録」や「再利用部品や再生原材料を使用した製品等の購入」は、引き続き施策を推進し、実施率の向上を目指す必要があります。

本市の事業種別事業所数及び従業員数

項目	事業所数	従業員数(人)	1事業所当たりの従業員数(人)
A農業、林業	3 (0.1%)	31	10.33
B漁業	—	—	—
C鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
D建設業	116 (3.7%)	576	4.97
E製造業	55 (1.7%)	458	8.33
F電気・ガス・熱供給・水道業	9 (0.3%)	106	11.78
G情報通信業	27 (0.8%)	139	5.15
H運輸業、郵便業	22 (0.7%)	552	25.09
I卸売業、小売業	794 (25.0%)	6,585	8.29
J金融業、保険業	47 (1.5%)	632	13.45
K不動産業、物品賃貸業	464 (14.6%)	2,064	4.45
L学術研究、専門・技術サービス業	154 (4.8%)	543	3.53
M宿泊業、飲食サービス業	425 (13.4%)	3,314	7.80
N生活関連サービス業、娯楽業	311 (9.8%)	1,831	5.89
O教育、学習支援業	198 (6.2%)	2,765	13.96
P医療、福祉	383 (12.1%)	4,776	12.47
Q複合サービス業	12 (0.4%)	265	22.08
Rサービス業(他に分類されないもの)	139 (4.4%)	1,196	8.60
S公務(他に分類されるものを除く)	19 (0.6%)	944	49.68
合計	3,178 (100%)	26,777	8.43

全国	5,689,366	61,788,853	10.86
----	-----------	------------	-------

参考:「経済センサス基礎調査」(総務省統計局)

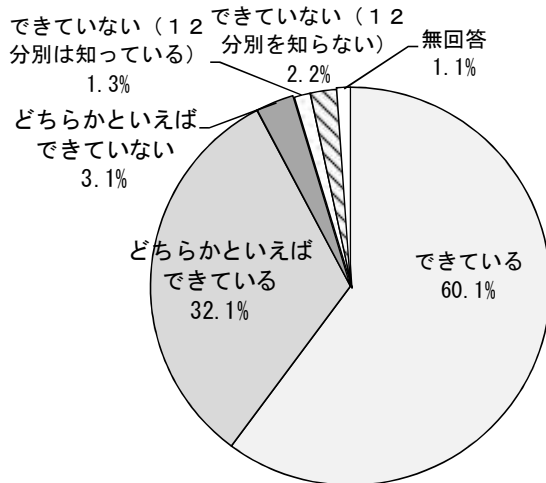
・「スリム・リサイクル宣言の店」・・・本市でごみの減量・資源化に取り組む店舗や事業所

第4章 課題の抽出

I 12 分別の実施状況

市民アンケート結果によると、12 分別は、ある程度市民に浸透していると考えられますが、未だ燃やすごみの中に多くの紙資源が混入していると考えられます。

12 分別の実施状況(市民アンケート結果)



12 分別が「できている」市民が半数以上いると考えられます。

今後は、12 分別が「できている」市民の割合を増やす必要があります。

市民アンケート概要

発送数	2,000通
有効発送数	1,997通
有効回答数	1,074通
有効回答率	53.8%

焼却処理量^(注)における容器包装廃棄物(紙類)混入割合

項目		年月日				
		H27.5.7	H27.8.12	H27.11.10	H28.2.17	平均
紙類	飲料用紙製容器 ^(注)	0.00%	0.72%	1.04%	0.31%	0.52%
	段ボール	8.13%	5.28%	0.79%	2.30%	4.13%
	その他の紙製容器包装 ^(注)	8.13%	1.60%	2.37%	3.32%	3.86%
	計	16.26%	7.60%	4.20%	5.93%	8.50%

※ 本市調査結果から抜粋。

※ 端数処理の関係で合計が一致しない箇所がある。

一方で、焼却処理量に含まれる容器包装廃棄物量調査(年4回)によると、焼却処理量のうち、約8.5%が資源ごみとして回収すべき容器包装紙類であるという結果になっています。

平成27年度における焼却処理量は29,347tであり、調査結果から約2,500tの紙資源(容器包装紙類に限る)が資源化されることなく焼却処理されていたことになり、容器包装類に該当しない広告紙、雑誌、その他紙類等の紙資源を考慮すると当該量は更に増加することが推測されます。

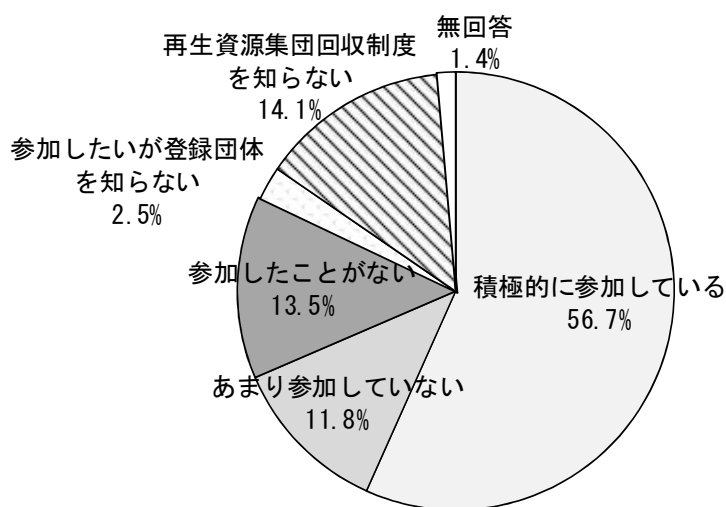
そのため、今後も分別の徹底等を推進していく必要があります。

- ・「焼却処理量」・・・燃やすごみ及び資源化施設で破碎・選別後の残さを指し、焼却施設で焼却している量
- ・「容器包装廃棄物」・・・商品を包装しているもので、中身を消費後不要となるもの
- ・「飲料用紙製容器」・・・容器包装廃棄物のうち、紙製のもので紙パックを指す。
- ・「その他の紙製容器包装」・・・紙パックや段ボールを除く紙製容器包装で、菓子箱や紙袋を指す。

Ⅱ 集団回収の実施状況

市民アンケート結果によると、市民の概ね半数以上が集団回収に積極的に参加しています。一方、参加意欲があるにもかかわらず登録団体を知らない市民や、再生資源集団回収制度自体を知らない市民も存在しています。

集団回収の実施状況(市民アンケート結果)



集団回収に参加していない、または制度を知らない市民が30%程度を占めています。

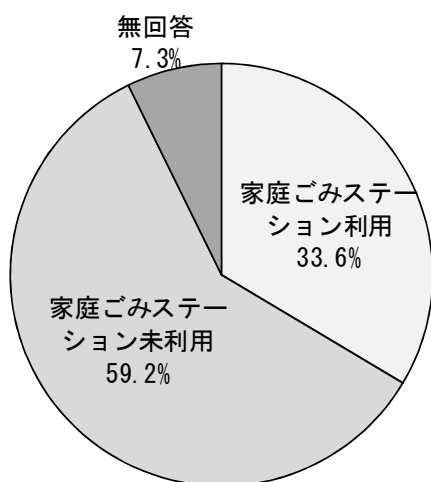
集団回収は市民が主体となって取り組むため、ごみに関する意識の向上のみならず、収集量に応じて市から交付される報奨金や、回収業者からの売却料金が地域住民団体の活動資金となることから、地域コミュニティの形成、活性化にもつながります。

また、集団回収は市税を投じて行政が収集するシステムと異なり、収集する過程で行政が関与しないシステムであるため、ごみ処理コストの軽減を図ることができるため、今後も積極的に推進する必要があります。

Ⅲ 事業系ごみの排出マナー

事業系ごみは、市の許可業者に収集を委託するか、処理センター（中間処理施設）へ直接持ち込むことが原則であり、家庭ごみステーションへの排出は禁じられていますが、事業者アンケート結果によると、家庭ごみステーションに排出している事業者が存在しています。

事業者の家庭ごみステーションへの排出状況（事業者アンケート結果）



事業者意向調査概要

発送数	1,000通
有効発送数	907通
有効回答数	289通
有効回答率	31.9%

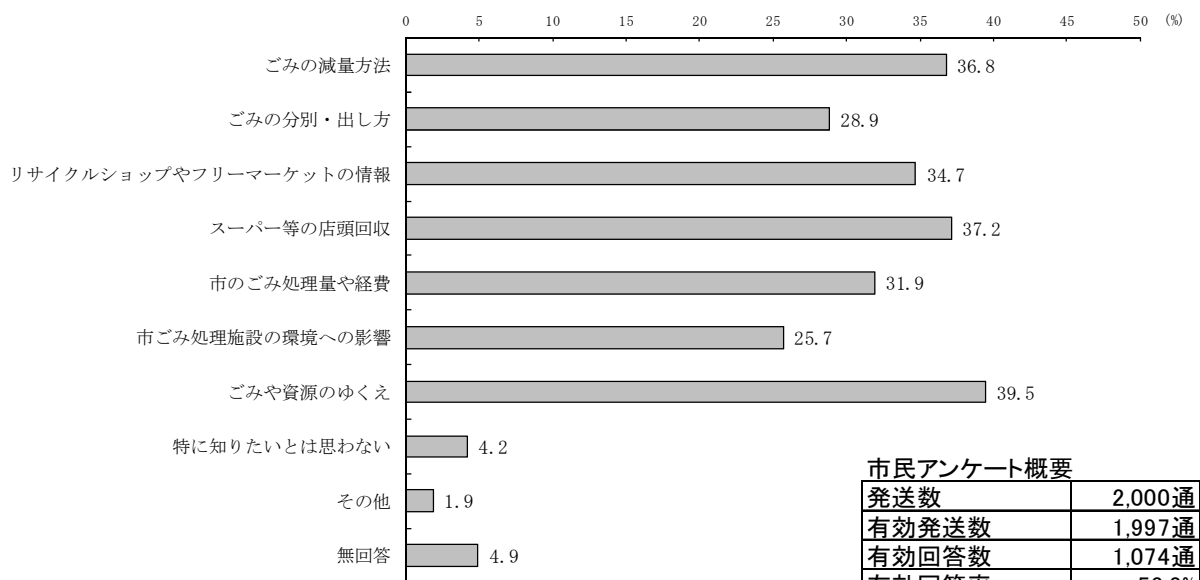
家庭ごみステーションに排出している事業者が約 34%を占めています。

事業系ごみの適正処理のため、今後も事業者に対しての啓発活動を推進する必要があります。

IV 啓発方法

本市では、市のホームページや広報紙等で減量化・再資源化等の情報を発信しています。今後は、市民や事業者の求める情報を的確に発信していく必要があります。

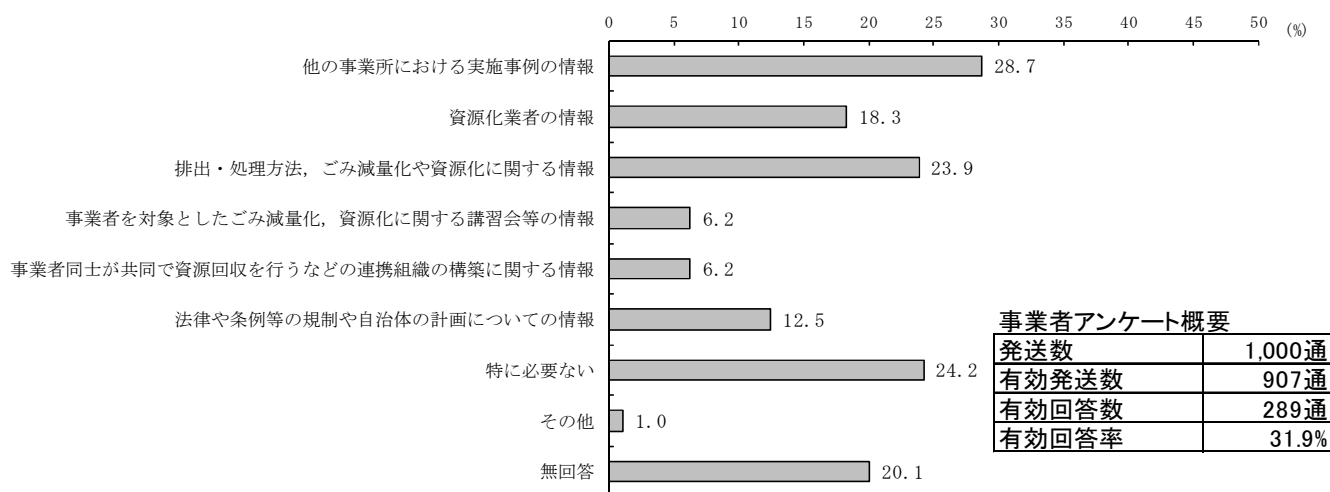
市民の求める情報(市民アンケート結果)



減量化・再資源化の方法や、生活系ごみを適正処理する上で本市が取り組んでいる事項等、全体的に市民への周知が不足していると考えられます。

減量化・再資源化に関する新規施策や現況施策の拡充を検討するとともに、当該施策の効果が確実に発揮されるよう啓発方法を見直す必要があります。

事業者の求める情報(事業者アンケート結果)



減量化・再資源化に関する他事例や処理方法に関する情報が求められています。
 事業者についても市民同様、施策による効果が確実に発揮されるよう啓発方法を見直す必要があります。